

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳井市長 井原 健太郎

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 柳井市<br>(352128)  |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 新庄・余田地区(畑除く)<br><small>(宮の下東、宮の下西、下富尾、上富尾、苗代地、上大祖、下大祖、沖原、大倉、安行、林の西、林の東、水越、上り屋敷、佐保、篠原、中村、浜、山の口、新生河添、中村、平田、尾林、西山、蓮台寺、小平尾、今出、中郷、院内、保生地、堀、小原、坂本)</small> |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年1月31日<br>(計2回)   |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

県営ほ場整備事業が進んでいる南部エリアでは順調に担い手へ農地が集積しているが、地域全体を見渡すと、農業者の高齢化に伴う離農等で、耕作放棄地が年々増加している。特に、基盤整備されていない新庄北部等の区域では、狭小かつ不整形な農地が多いため受け手の確保が進まず、耕作放棄地の拡大が問題となっている。市街地に近いエリアや幹線道路沿いなどでは開発が進んでおり、居住エリアと農地が隣接し農作業に支障が出るケースもある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備済みのエリアでは、担い手へ農地を集積して水稻を中心とした土地利用型農業を推進する。また、日照条件が良いことから大型の園芸施設による葉物野菜、花き類の生産振興を図る。基盤整備が進んでいないエリアにおいても日照条件の良さは変わらないことから、露地栽培では自然薯やオクラ等の野菜、またパイプハウスによるイチゴや花き類栽培を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 396 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 293 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 103 ha |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 県営ほ場整備事業エリア:計画に従い担い手へ農地を集積する<br>その他のほ場整備済みエリア:既存の担い手の営農エリアを拡大することで連担化を図る  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 貸し借りが成立する見込みのある場合には、農地中間管理機構を活用する。  |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 南部エリアの県営ほ場整備事業が進行中。当該事業の他には計画なし。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| ・中山間直支等に一度も取り組んだことがない、又はすでに消滅してしまったエリアが多くあるので、再度、集落協定による農地保全活動が進むよう掘り起こし活動を行う過程で、自給的農家の維持・確保につなげる。<br>・新規就農者の就農候補地となる農地情報について、平素から関係機関と情報共有を図っておく。特に施設園芸に関しては、既存農家の経営移譲や規模縮小の意向について関係機関で情報共有し、臨機応変に新規就農者を希望する者へ居抜きでの施設譲渡・賃貸につながるよう取り組む。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| ・水稲防除や施肥作業について作業受委託による農業用ドローンの利用を促進する。<br>・効率的な草刈管理のため、乗用ハンマーナイフモアなど高性能な草刈機による作業委託の活用を検討する。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |                                      |                                  |                                   |                               |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策            | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|